### ~ムダにムダを重ねる徳山ダム「導水路」はいらない!~

# 

# 「住民訴訟」提訴4周年 総会・記念講演会

<2013年7月27日(土) 女性会館2階・第2研修室>



2013/07/18 第19回口頭弁論・事前集会を終えて(於:裁判所正面前) 撮影 森下 東治 氏(原告会員)

# 主催 「導水路はいらない!愛知の会」

事務局 〒467-0853 名古屋市瑞穂区内浜町1-15 加藤伸久方 TEL/FAX (052) 811-8069

URL: <a href="http://www.dousuiro-aichi.org/">http://www.dousuiro-aichi.org/</a>

#### 全体プログラ 4

#### 会> <第一部・総

午後1時30分 開場

2時00分 開 会

(司会) 加藤 伸久 共同代表・事務局長

\*主催者あいさつ

小林 収 共同代表

\*原告代表あいさつ

宮崎 武雄 原告会員

#### 活動報告

\*「導水路」訴訟・裁判の足取り

(09/25 第 2 回「進行協議」~翌 07/18 第 19 回「口頭弁論」)

- \*「愛知の会」活動日誌(07/07~翌07/27)
- \*ムダな「導水路」を止めるために 近藤ゆり子 運営委員

\*2012会計報告

古池 達夫 事務局員

2時40分

~ ♪ 休 憩 ♪ ~

### <第二部・記念講演・学習会>

2時50分 ■講演1 「新水道ビジョン」と導水路事業

・・講師 武藤 仁 「長良川市民学習会」事務局長

3時35分 ■講演2 導水路事業からの撤退と費用負担

··講師 在間 正史「導水路裁判」弁護団長

4時25分

※ 講師への質問(ご意見)などは 講演1、講演2ごとに行います。 4時25分

お願いと事務連絡・・加藤事務局長

4時30分 閉会

#### < < 45 お 願

「集会」終了後、午後5時前後を目標に講師を囲んで"懇親会"を行います。

\*場 所:金山・市民会館西向かいの「中華料理」"龍美"

連絡先:加藤携帯(090-3445-5913)

\*会費:目いっぱい飲む人は、3千円 少ししか呑めない方、2千円

♪ 万障繰り合わせて、ご参加下さり#

### 「導水路」住民訴訟・口頭弁論における提出書面と書面相互の対応関係 (在間正史弁護団長作成)



第18回口頭弁論・報告集会(於:弁護士会館会議室) 原告会員・森下東治氏撮影

### 2012年度分

#### ◆ 2012年

- \*第2回進行協議 2012年9月25日
  - 原告進行協議説明書

(導水路事業の目的である新規利水の愛知県水道用水の供給、木曽川下流の流水の正常な機能の維持の確保が根拠のないことのこれまでの主張を整理して説明する。)

• 被告主張整理書

(被告のこれまでの主張を整理して説明。特に、知事と企業庁長は支出につき裁量権はなく、支出を義務づけられていることを強調する。)

- \*第3回進行協議 2012年11月27日
  - 原告第11準備書面

(愛知県の水道用水は、愛知県自らの判断で事業から撤退することにより水道等負担金の費用負担義務がなくなり、支出義務をなくすことができる。)

#### ◆ 2013年

- \*第16回口頭弁論 2013年1月23日
  - •原告第12準備書面

(水道用水が事業から撤退すると、事業実施計画の一部が欠けることになって、当該事業実施計画は行うことができなくなり、流水の正常な機能の維持についても、費用負担義務がなくなり支出義務がなくなる。)

•被告準備書面12

(愛知県は導水路事業から撤退する意思はない。また、事業から徹底の申出をしても、 直ちに撤退の効果が生じることはない。)

- \*第17回口頭弁論 2013年3月21日
  - •被告準備書面13

(事業から徹底の申出をしても、事業実施計画の変更の認可を受けるまでは、当該事業 実施計画に記載された費用負担金の負担義務があり、支出義務がある。)

- \*第18回口頭弁論 2013年5月13日
  - 原告第13準備書面

(被告準備書面13に対して全面的な反論と主張。

事業からの撤退の「通知」により事業からの撤退が決まる。撤退は施設利用権取得権の放棄である。「通知」は撤退の効果を生じさせる意思表示であり、これにより事業から撤退した者となる。また、事業実施計画は、撤退「通知」者の部分が欠けることになるので直ちに変更しなければならず、変更段階となる。水機構法令も事業実施計画の変更では「事業からの撤退をした者」と規定している。そして、撤退「通知」があったときは事業実施計画の変更をしなければならず、撤退者は水道等負担金を返還されるので、施設が完成していない段階(とりわけ調査段階)において事業からの撤退の「通知」をすれば、水道等負担金は支払わなくてもよくなる。)

- \*第19回□頭弁論 2013年7月18日
  - 被告準備書面14

(被告準備書面13の内容を繰り返して、原告第13準備書面に反論。今後事業からの 撤退問題のやりとりを続ける要を認めないと結論付ける。)

• 原告第14準備書面

(被告は、原告第13準備書面に対して反論のすべがなく意味のある反論ができず、被告準備書面13の内容を繰り返しているだけと指摘する。)

\*第4回進行協議兼口頭弁論準備 2013年9月11日(予定)

\*

#### <参考(提訴~2011 年度分>

- ◆ 2009年
- \*第1回口頭弁論 2009年7月29日
  - 原告訴状
  - 被告答弁書(原告訴状に対する本案前の答弁と事実の認否)
- \*第2回口頭弁論 2009年10月21日
  - 被告準備書面1(原告訴状に対する事実の認否の続き)
  - 原告第1準備書面(被告答弁書の本案前答弁に対する反論)
- ◆ 2010年
- \*第3回口頭弁論 2010年1月14日
  - •被告準備書面2

(木曽川水系のフルプラン、河川整備基本方針、河川整備計画、導水路事業実施計画の事実経過だけを述べて、導水路事業は「所要の手続を適正に経て」策定された。)

- \*第4回口頭弁論 2010年3月24日
  - 原告第2準備書面

(導水路事業の費用負担金の支出が違法なのは、支出の原因となっている事業実施計画の違法性が承継されたからでなく、事業の必要性がないことから、その支出自体が地方財政法4条1項「経費の必要最少限度の原則」及び地方自治法2条4項「最小経費による最大効果の原則」に違反しており、予算執行適正の確保の見地から看過し得ない違法があるからである。)

被告準備書面3(原告第2準備書面の本件支出の違法判断のあり方に対する反論)

#### \*第5回口頭弁論 2010年6月2日

• 原告求釈明書1

(被告準備書面2で、河川整備基本方針が「所要の手続を適正に経て」策定されたと主張するのは、河川分科会・同検討小委員会の審議を経ているからということか、その適正な調査審議を経ているからということか、いずれを根拠とするのか。)

• 原告第3準備書面

(在間弁護士の検討書に基づいて、導水路は愛知県新規利水のために必要がない。)

- ・被告準備書面4(原告第2準備書面に対する反論)
- •被告準備書面5

(原告求釈明書1に対する回答:社会資本整備審議会河川分科会の審議を経たことにより内容の客観性及び公平性が確保された。)

#### \*原告求釈明書2

(被告準備書面5は、単に審議を経たことだけで内容の客観性及び公平性が確保されたというのか、客観性及び公平性のある内容の審議を経たことにより内容の客観性及び公平性が確保されたというのか。)

- \*第6回口頭弁論 2010年8月23日
  - •被告準備書面6
    - (① 原告求釈明書2に対して議事録を引用して審議内容を主張。②原告第3準備書面に対する単なる認否と在間弁護士に対する人格的批難を行う。)
- \*第7回口頭弁論 2010年10月20日
  - 被告準備書面7

(原告が被告準備書面6②の「愛知県需要想定調査の平成27年需要想定値は平成12年までの過去の実績を用いて想定されたもので、合理性に疑問の余地はない」ということは、2007年までの実績に基づけば愛知県需給想定調査の2015年需要想定値には合理性がないということは認めるのかと求釈明したことに対して、「愛知県需要想定調査は平成12年までの実績に基づいてなしている」ので、2001年から2007年までの実績値は調査時に存在しなかったから、釈明に応じない。)

• 原告第4準備書面

(被告準備書面6の①に対する反論:河川分科会の議事録の記載を引用して、河川整備基本方針や河川整備計画の成戸地点下流の河川維持流量は客観的・実証的なデータや事実に基づいているといえない。)

- \*第8回口頭弁論 2010年12月15日
  - 原告第5準備書面

(本件支出差止請求の違法判断の枠組みにつき、第2準備書面の内容を補充。

本件支出差止請求は、支出に予算執行の適正の確保見地から看過できない違法があることを理由とするものであるから、その違法理由は、各支出時において、①それぞれの目的とされることの必要性が認められないこと、②また、流水正常機能維持については根

拠となっている木曽川水系河川整備基本方針の正常流量や同河川整備計画の確保流量が、 新規利水については根拠となっている木曽川水系フルプランにおける愛知県需給想定調 査の需給想定が、客観的、実証的なものとして認められず事実の基礎を欠いていること、 により支出の原因が著しく合理性を欠いているからである。)

#### ◆ 2011年

- \*第9回口頭弁論 2011年2月21日
  - 原告第6準備書面

(木曽川の水利秩序の形成、特に成戸地点下流の河川維持流量とされている利水上制限流量 50 ㎡/s の歴史的経過を解説。河川維持流量 50 ㎡/s は、昭和 30 年代の舟航用水に基づくものである。河川維持流量として、下流の漁業、特にヤマトシジミ漁のため、ヤマトシジミが生息できる塩分濃度になるために 50 ㎡/s が必要であるということは全く議論されていなかった。国土交通省は、利水上制限流量決定に際しての資料は廃棄して全く保有していない。)

- ・被告準備書面8(原告第5準備書面に対する反論:本件支出の違法判断のあり方)
- \*第10回□頭弁論 2011年5月11日
  - 原告第7準備書面

(河川整備基本方針や河川整備計画の成戸地点より下流の河川維持流量の50m3/s あるいは40m3/s は、動植物の生息生育等の河川環境としてヤマトシジミの生息のための流量を根拠として定められたものであるが、それはヤマトシジミの生息とは関係がないので科学的根拠がなく、その他明確な根拠もなく、河川維持流量とはできない。河川維持流量50 m²/s は根拠なく最初から設定されたものである)

- \*第11回□頭弁論 2011年8月25日
  - •被告準備書面9

(原告第6、第7準備書面に対する認否・反論。

ヤマトシジミの生息のために必要な流量として河川維持流量が定められたのではない。 木曽成戸地点における維持流量 50m3/s についての木曽川水系流域委員会の議論を踏まえて木曽川水系河川整備計画の内容が検討され(甲22)、その後の法定手続を経て同計画が適法に策定された。)

• 原告第8準備書面

(本件支出の違法判断の在り方・枠組みについて被告準備書面8を踏まえて主張。)

•原告第9準備面

(被告準備書面9に対する反論。

木曽川大堰下流河川維持流量 50m3/sの根拠となっているのは、木曽川水系河川整備基本方針資料および基本方針説明資料で、動植物の生息または生育として、感潮域における代表種であるヤマトシジミの生息・産卵に必要な流量として斃死が起こらない流量を設定するものとし、「塩素イオン濃度と流量の関係式」を作成し、ヤマトシジミが生存できる限界という塩素イオン濃度 11,600 mg/Lを上回らないのに必要な流量は概ね50m3/s以上であることを確認したものである。

被告に求釈明(河川維持流量 50m3/s の目的は何か。どういう検討作業を行って根拠付けられたのか。木曽川水系河川整備計画が適法に定められた具体的根拠は何か。)

- \*第12回□頭弁論 2011年10月19日
  - •原告第10準備書面

(本件支出が違法であることの法律的構造をまとめる。

木曽川水系フルプランの内容となっている愛知用水地域の2015年水需給想定および 木曽川水系河川整備基本方針の内容となっている成戸地点より下流の河川維持流量は、いずれも基礎とすべき事実について事実の基礎を欠いており、著しく合理性を欠いていて、予算執行の適正確保の見地から看過しえない瑕疵がある。そのため、国土交通大臣による納付通知等は著しく合理性を欠きそのために予算執行の適正確保の見地から看過しえない瑕疵が存するから、これを原因としてなされる本件支出は違法である。)

#### •被告準備書面10

(木曽成戸地点における維持流量 50m3/s は、過去から経験的に行われてきた取り扱いという歴史的経過を前提として、木曽成戸地点下流におけるヤマトシジミの生息に関する調査はこの設定が相当であるかを検討したもの。木曽川水系工事実施基本計画は、河川法が規定する河川整備計画を定めるのに必要な手続を経て定められたものであり、所要の手続を経た上で、適法に策定された。)

#### • 原告求釈明書

(①被告は、木曽川水系河川整備基本方針の木曽成戸地点より下流の河川維持流量50 m3/s は何のために、何を目的として定められたというのか。②被告が木曽川水系整備計画が「適法に」策定されたという具体的な根拠は、単に河川法が定める手続を経たことなのか。③被告は、木曽川水系河川整備基本方針および同河川整備計画が内容において適法に策定されたことを明らかにする立証は行う意思がないと見てよいか。)

#### \*第13回口頭弁論 2011年12月19日

被告準備書面11

(原告求釈明については、準備書面10で述べたとおり。)

• 原告人証尋問申請書

(大村秀章愛知県知事、河村たかし名古屋市長(新規利水の必要性)、 浅野和広下流事務所長(河川維持流量50m3/sの策定経過、その必要性)

#### ◆ 2012年

- \*第14回□頭弁論 2012年2月23日
  - •被告人証尋問申請書

(中村直文土地水資源課主幹(木曽川水系フルプランの策定手続)、

浅野和広下流事務所長(河川整備計画は手続的に適法で、内容的にも合理性がある))

- \*第15回口頭弁論 2012年5月16日 (裁判長が福井章代裁判官に交代)
  - 被告人証尋問申請書

(中根俊樹土地水資源課主幹(人事異動で中村直文から主幹を交代)、

- •被告人証尋問事項書、陳述書
- \*第1回進行協議 2012年6月26日
  - 原告上申書

(裁判官が交代して裁判所の構成が新しくなったので、人証尋問の前に、本件の論点の 説明会を行うよう求める。)

# 「導水路はいらない!愛知の会」活動日誌

(2012/7/7~2013/7/27)

# 2012年

月 日	活動・事件の内容			
7月 7日	「住民訴訟」提訴 3 周年記念企画 & 2012 年度総会			
8月18日	川辺川ダム反対運動勝利集会			
21 日	「ミニ通信」 <b>№</b> 14			
	(残暑見舞い& 第2回進行協議「参加のお願い」&「裁判の動向」報告)			
30 日	第 39 回運営委員会(第 2 回「進行協議」意見書を論議)&弁護団会議			
9月18日	第 40 回運営委員会(第 2 回「進行協議」証人尋問を論議)&弁団会議			
20 日	「会報」第 16 号─1 発行(3 周年記念講演・2012 年度総会)			
25 日	第2回「進行協議」(原告側「意見書」と「人証申請」を提出)			
29 日	なごや環境大学4 「長良川の再生に向けて」			
10月25日	減税市議団・浅井団長と「導水路」問題で懇談			
11月 1日	第 41 回運営委員会&弁護団会議			
	(第3回「進行協議」第 11 準備書面「愛知県には撤退権がある」を論議)			
3 日	「会報」第 16 号—2 発行(第 1 回~第 2 回「進行協議」)			
27 日	第3回進行協議(第 11 準備書面「愛知県には撤退権がある」を提出)			
29 日	最高裁が「新川決壊水害」訴訟について、上告棄却を不当決定			
12月13日	第 42 回運営委員会(「導水路」事業の撤退ルールを論議)&弁護団会議			
16 日	衆院選挙で自民党が棚ぼた勝利、マニュフェスト&内部崩壊の民主党は激減			
12月20日	打合せ会議(「導水路」見直しを共同公約の知事&市長へアクションを論議)			

# 2013年(その1)

月日	活動・事件の内容				
1月 1日	「ミニ通信」No.15				
	(年賀& 1/23 第 16 回口頭弁論・傍聴支援参加のお願い)				
11 日	~14 日 日韓合同「日本河川現地調査団」来日				
15 日	打合せ会議(知事・市長へアクション&記者クラブ記者会見について論議)				
17 日	大村愛知県知事&河村名古屋市長へ「撤退」要請・一日行動				
	・午前は愛知県(土地水資源課)				
	※昼休み・三の丸宣伝行動→県政記者クラブで記者会見				
	・午後は名古屋市(上下水道局)へ				



# 2013年(その2)

月日	活動・事件の内容				
1月23日	第 16 回口頭弁論(裁判長は被告・愛知県へ撤退ルール資料の提出を要請、原				
	告意見陳述:古池 達夫氏)				
2月 8日	減税市議団(浅井団長他2名)と「導水路」撤退できると懇談				
2月18日	「会報」第17号発行(1/23第16回口頭弁論、撤退で激しいやり取り)				
22 日	第43回運営委員会(愛知県らが主張へ反論を論議)&弁護団会議				
3月21日	第17回口頭弁論(愛知県が「撤退を申し出た者は費用負担義務がある」と独				
	自の解釈主張、原告意見陳述:鈴木 茂樹氏)				
29 日	「八ッ場ダム」控訴審で東京高裁が控訴棄却の不当判決				
30 日	「秘密保全法に反対する愛知の会」1周年記念総会				
4月 1日	第 44 回運営委員会(撤退と費用負担の関係を論議)&弁護団会議				
5 目	名古屋市長選挙候補者の公開アンケート結果をHPアップ				
21 日	名古屋市長選挙は「導水路不要」公約の河村市長がダブルスコアで三選				
24 日	「設楽ダム」控訴審で名古屋高裁が控訴棄却の不当判決				
25 日	第 45 回運営委員会(愛知県らが主張へ再反論を論議)&弁護団会議				
26 日	「会報」第 18 号発行(3/21 第 17 回口頭弁論での愛知県主張を解説)				
5月07日	「設楽ダム」住民訴訟、最高裁へ上告				
5月13日	日 第 18 回口頭弁論(第 13 準備書面を提出・「愛知県は撤退により水道等負担				
	金は支払わなくてもよい」、原告意見陳述:岩本 晃児氏)				
5月20日	大村県知事が「設楽ダム」建設に関する国交省中部地方整備局の意見聴取				
	(※回答期限まで(5/20)に賛否を保留)				
5月30日	第 46 回運営委員会(2013 参院愛知選挙区候補への公開アンケートを論議)				
6月 6日	河村市長に公約実現を守れと「会見要請を秘書課に申し入れ				
7月 1日	第 47 回運営委員会 (3 周年記念講演会&2012 年度総会の準備など)				
7月 2日	「会報」第 19 号発行(5/13 第 18 回口頭弁論提出「新水道ビジョン」解説)				
7月 4日	参議院選挙・愛知選挙区候補者の公開アンケート結果をHPアップ				
17 日	第 48 回運営委員会(8/1 名古屋市上下水道局への要請行動、4 周年記念企画				
	&2013 年度総会を論議)&弁護団会議				
18 日	第19回口頭弁論(被告愛知県は「反論のすべが無く、撤退問題のやり取りに				
	ついて終止符」宣言、原告は第14準備書面「速やかな人証				
	尋問を行うべき」を提出。原告意見陳述:鳥当 暁人氏)				
27 日	「住民訴訟」提訴 4 周年記念企画&2013 年度総会				

1/17午前・愛知県知事へ要請(於:土地水資源課



1/17午後・名古屋市長へ要請(於:上下水道局)



### ムダな「導水路」を止めるために

運営委員 近藤 ゆり子

#### ■ はじめに

民主党政権下でも怪しくなっていた「コンクリートから人へ」の路線は、安倍政権の下で「人からコンクリートへ」と完全に逆転してしまいました。アベノミクスとやらで「公共事業」にじゃぶじゃぶとお金を注ぐ政策がとられています。

この方向を反映して「ダム等再検証83事業」の動きも急です。

内ヶ谷ダムなどの補助ダムでは、「継続(補助金交付継続)」方針が出るや、その年度内 にも大幅に予算を膨らませて、工事を加速させています。

#### ■ 中部地整管内 設楽ダム、新丸山ダムと継続方向で急速化

中部地整管内の国・水資源機構の検証対象事業は4つです。木曽川水系連絡導水路、設楽 ダム、新丸山ダム(木曽川)、戸草ダム(天竜川水系)。そのうち、以前から中部地整自身 が中止の意向を示していた戸草ダムは、昨年中に従来スキームで中止となりました。

設楽ダム、新丸山ダムは今年に入ってから、継続方向での動きが急速化しました。新丸山ダムでは、4月に「継続」の報告書素案、5月に原案が作られ、6月には完成した報告書が国交省に提出され、7月23日には「有識者会議」でGOサインが出されています。

設楽ダム事業では、2 月に「継続」の報告書素案、4月に報告書原案(案)が作成されましたが、5月20日、大村知事が中部地整への回答の保留を公表したため、継続方針報告書の作成はストップしています。

#### ■ いよいよ「導水路事業、検討の場」が動き出すか?

2009年5月、河村・名古屋市長は、「導水路から撤退したい」という意向を表明しました。 利水者は単独意思でも撤退できます。法令を素直に適用すればこの時点でこの導水路事業は、 縮小か中止かとなったはずです。ですから、2010年に検証対象事業となったことには、わた したちは今もって大きな疑念を今もって抱いています。

導水路事業の再検証は、これまで「検討の場」(幹事会)が2回、「検討の場」が1回開催され、2011年6~7月にかけてパブリックコメントの募集があって以後、今日までまったく音沙汰の無い状態が続いています。しかし、国の現在の流れでいえば、木曽川水系連絡導水路についても、近いうちに「継続」方向での動きが始まるとみなければならないでしょう。

河村市長は「導水路不要」と公約を掲げてこの4月に再選、大村知事も、2011年の選挙では「導水路見直し」を公約に掲げていました。「公約は破られるためにある」とはさせてはない、今が私たちの正念場です。

#### ■ 粘り強く運動を続けよう!

「導水路」は 新規利水(水道水も工業用水も余っている)、流水の正常な機能の維持(環境破壊の懸念ばかり)ともまったくムダであり、「導水路はできない」という意味で勝利の可能性は高いといえるでしょう。しかし「凍結」していても予算執行が続いています。

完全に「中止」とするにはまだ時間がかかります。愛知県・名古屋市の首長に公約実現を 迫ることも、ですが、なんと言っても裁判運動を粘り強く継続することが柱です。河口堰ゲート開放の運動と連携し、愛知県(&名古屋市)のみならず全国の世論に広く訴える運動に ついても粘り強く運動を続けていきましょう。

# 「導水路はいらない!愛知の会」

### 2 0 1 2 年度会計報告 (2012/03/01~2013/02/28)

入	金	出	金
摘    要	金額	摘    要	金額
前年度より繰越金	226,850	弁 護 団11年度分	500,000
会費(原告・会員)	588, 830	(コピー&弁護士会館)	
3周年記念総会	30,190	「会報」印刷費	13,212
個人カンパ	93,000	<b>" 送 料</b>	81,980
団体カンパ	100,000	ミニ通信はがき	29,000
		振込手数料	8,800
		3周年記念総会	29,500
		会場費(&イベント)	8,100
		事務・消耗品費	29,750
		渉外費・その他	33,000
合 計	1038, 870	合 計	7 3 3, 3 4 2
差し引き残高	305, 528	(次年度へ繰越し)	305,528
内訳:通帳残高	(100, 000)		
現金残高	(205, 528)		

2013年7月27日

事務局長(会計担当) 加藤 伸久

7月25日に、金銭納入帳・領収書控を精査、貯金通帳・現金保管を確認したところ、 いずれも正確に執り行われておりました。

会計監査

古池 達夫

\*

―2013年度の会員更新(及び新規申込み)などのお願い―

# 「導水路」裁判も丸4年目、いっそうのご支援をお願いします!



現在、2013年度の会員更新を承っております。 引き続き、いっそうのご支援をお願いいたします。 会費納入にあたっては、同封「振込票」をご活用下さい。

\*原告会員・・・・1口・5千円

(※ご協力可能な方は、2口・1万円をお願いします。)

\*一般会員……1口・2千円